

宗谷地域・職域連携推進連絡会開催要領

1 目 的

宗谷管内における地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、在住者や在勤者の違いによらず、地域の実情を踏まえたより効果的・効率的な保健事業を展開し、もって北海道民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、宗谷地域・職域連携推進連絡会（以下「連絡会」という。）を開催する。

2 構 成

(1) 連絡会は、次の関係機関・団体をもって構成する。

ア 職域保健関係機関

稚内労働基準監督署、全国健康保険協会北海道支部、稚内商工会議所、北海道商工会連合会道北支所宗谷事務所、管内農業協同組合及び漁業協同組合、宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課

イ 地域保健関係機関

管内市町村、宗谷総合振興局保健環境部

ウ 関係団体

宗谷医師会、稚内歯科医師会、北海道看護協会稚内支部、北海道栄養士会宗谷支部

(2) 連絡会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、専門部会を置くことができる。

3 事業内容

(1) 連絡会は、地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となるよう体制を構築する。

(2) 連絡会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、宗谷地域特有の健康課題を特定し、必要に応じて健康課題の解決に向けた連携事業の計画・実施・評価等を行う。

ア 現状分析

イ 課題の明確化、目標設定

ウ 連携事業のリストアップ

エ 連携内容の検討・決定及び提案

オ 連携内容の具体化・実施計画の作成

カ 連携事業の実施

キ 評価資料及び評価方法の設定

(3) 連絡会は、具体的な連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部等を置くことができる。

4 連絡会の開催

構成機関の情報共有及び連携を図るため、原則年1回以上開催するほか、構成機関・団体の要請により必要に応じ開催する。

5 事務局

事務局は宗谷総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

6 その他

- (1) 事業の実施にあたり、個人情報の保護について、関係法令を遵守して最大限の配慮をする。
- (2) 連絡会は、最終改正から2年経過したとき、社会情勢の変化や開催実績を勘案し、必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(付則)

この連絡会は、平成18年9月8日から施行する。

この要領は、平成27年8月17日に改正する。

この要領は、令和3年(2021年)6月9日から施行する。